

# これだけは知っておこう！ マイナンバー制度

マイナンバー（個人番号）とは何のこと？



国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。マイナンバーは一生使うものです。原則、一生変更されませんので、大切に管理してください。

どうしてマイナンバーが必要なの？



マイナンバー制度には「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」というメリットがあります。

**1 行政の効率化**  
行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している**時間や労力が大幅に削減**されます。複数の業務の間での連携が進み、**作業の重複などの無駄が削減**されます。

**2 国民の利便性の向上**  
添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、**国民の負担が軽減**されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができます。

**3 公平・公正な社会の実現**  
所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、**負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止**するとともに、**本当に困っている方にきめ細かな支援**を行うことができます。

マイナンバーのお問い合わせはこちら

マイナンバー  
**0120-95-0178**（無料）

※お掛け間違いのないようご注意ください。

平日 9:30～20:00  
土日祝 9:30～17:30  
(年末年始を除く)

※マイナンバーカードの紛失・盗難による、カードの一時利用停止については、24時間、365日対応しています。

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は…

マイナンバー制度に関すること

**050-3816-9405**

「通知カード」「マイナンバーカード（個人番号カード）」のお問い合わせ

**050-3818-1250**

マイナンバーが必要なのはいつ？



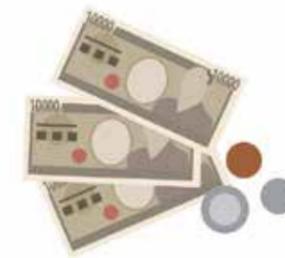
社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

社会保障

年金 労働  
医療 福祉

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税



- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務など

災害対策



- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務など

マイナンバーは**社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きにしか使えません。**

※社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーの取り扱い注意点は？



マイナンバーは、手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、**むやみに提供することはできません。**

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

出典：政府広報オンライン